

## 仕入れ控除を行うことができない旨の理由書

私ども豊山町地域公共交通会議は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱で定義される「生活交通ネットワーク計画」に関して、計画の実施に係る連絡調整を行うために、道路運送法及び地域公共交通活性化及び再生に関する法律の規定に基づき設置された協議会であり、収入は補助金及び負担金が主で、長期に継続した事業を行う消費税の課税事業者ではありません。

従いまして、消費税の申告を行いませんので、補助対象経費にかかる消費税について、仕入れ控除を行うことができません。

上記の理由により、補助対象経費にかかる消費税相当額を補助対象経費に含めて申請いたします。

平成 26 年〇月〇日

豊山町地域公共交通会議  
会長 鈴木 幸育 印